

公害による健康被害を許すな！☆自然環境・生活環境の破壊を許すな！

# 大阪から公害をなくす会ニュース

No.458

2018.11.10

発行／

大阪から公害をなくす会

〒540-0026 大阪市中央区内本町2-1-19 内本町松屋ビル10 370号

TEL 06-6949-8120 / FAX 06-6949-8121

E-mail: oskougai@coast.ocn.ne.jp URL http://oskougai.com/

発行責任者 金谷 邦夫 毎月10日発行 個人会員 月250円

コスモス  
画・加納忠



建設  
アスベスト  
訴訟

## 国と企業に勝った！

### 建設アスベスト訴訟大阪高裁判決を受けて

大阪アスベスト弁護団 弁護士 八木 倫夫



9月30日に建設アスベスト訴訟大阪高裁での判決が出ました。  
弁護団の八木倫夫氏より報告をいただきました。

#### 一人親方を含む 被害者17名が勝訴

平成30年9月20日の判決言渡し。私は、江口とし子裁判長の主文の朗読が進むにつれ、敗訴した原告に申し訳ないと思いつつ、「これで助かった」と思った。国に勝つのは当然として、一人親方と企業責任の問題が克服できなければ、問題は解決しない。最高裁での逆転は不可能に近いので、高裁で負けなければ後がない。蓋を開けてみれば、被害者19名中、国関係で一人親方を含む被害者17名が勝訴し、企業関係では、被害者12名が企業8社に勝訴していた。認容額も他の建設アスベスト訴訟判決を大幅アップし、文字通り画期的だった。平成24年に同じ江口裁判長が横浜地裁で神奈川原告を全面敗訴させたことを思えば、劇

的でもあった。

#### 一人親方と加害企業の特定 という難題をクリア

私達は、泉南アスベスト訴訟の控訴審を戦っていた平成23年、全国の弁護団・支援団体と連携して建設アスベスト訴訟を提訴した。わが弁護団は、平成18年に泉南アスベスト訴訟を提起して以来、多数のアスベスト訴訟に勝訴してきたアスベスト事案の専門集団である。しかし、私は、当初、建設での勝訴は無理と考えていた。裁判所が頑なに労働者性を認めない一人親方問題と、加害企業の特定という難題があったからだ。後者は、多数の現場で多数の石綿建材から発生する粉じんにはく露するため、病気発症の原因となった建材の製造企業を特定することが不

可能に近いという、建設特有の問題であり、従来の法理論では対応できない。

#### 多くの命と膨大な時間を費やした 立証、支援団体の多大なエネルギーが裁判官の理性と心に届いた

この6年間、多くの原告の命が失われる中、原告は、被害を訴え続け、弁護士は、被害者等のヒアリングや、設計図書の収集等に膨大な時間を費やして建設現場の実態を立証し、適合する理論を構築する作業を続け、支援団体は多大なエネルギーを注いで支え続けた。それらの全てが裁判官の理性と心に届いたと思っている。これから最高裁が東京高裁と大阪高裁から上がった事件を審理し、判断を統一すると予想される。最高裁でも勝訴し、最終解決を目指したい。

## 災害の時代

：正しく恐れて、正しく備える

第47回 公害・環境デー

2019年1月27日(日) 10:00～16:30

エル・おおさか 南館ホール

特別講演：室崎益輝氏

(兵庫県立大学減災復興政策研究科長、  
神戸大学名誉教授)

お宅の空気を測ってみませんか？

12月NO<sub>2</sub>カプセル簡易測定

測定日

12月6日18時～7日18時  
(24時間)

詳しくは大阪から公害をなくす会まで